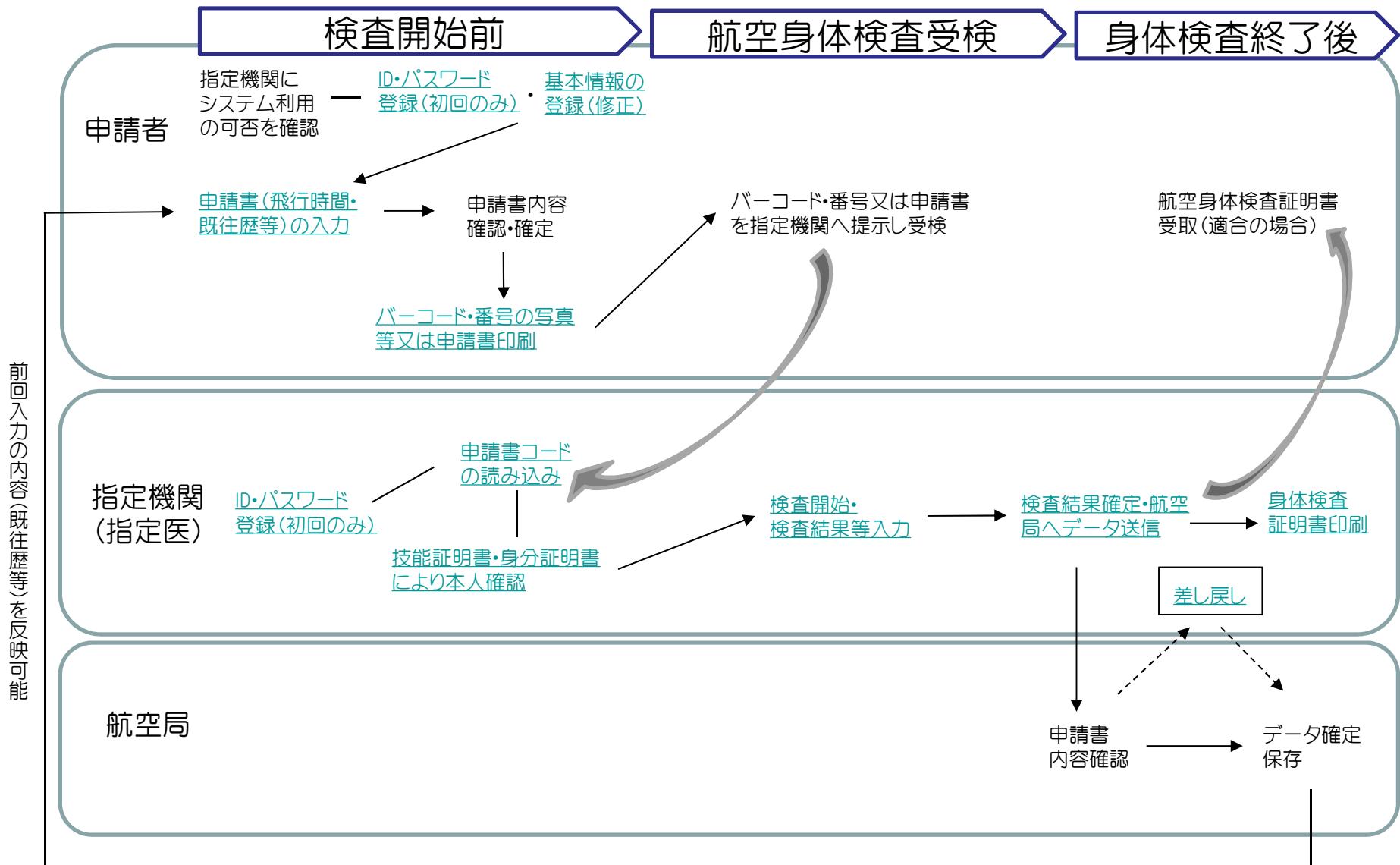


電子化後の身体検査証明申請書作成方法



申請者ID・パスワードの登録

申請者用

国土交通省 航空身体検査証明申請システム

登録メールアドレス/パスワード

登録メールアドレス
[入力欄]

パスワード
[入力欄]

ログイン

ユーザー新規登録

パスワードを忘れた方はこちら

①申請者登録

ログインに必要となるメールアドレス(ID)とパスワードの登録(初回のみ)を行います。

→「ユーザー新規登録」からID・パスワードの設定を行ってください

※次回以降は、メールアドレスとパスワードを入力し、ログインしてください。

新規登録

必須事項の入力 → 入力内容の確認 → 仮登録完了 → 登録完了

登録メールアドレス/パスワード

※は必須入力です。
登録メールアドレス※ メールアドレスを入力してください
[入力欄]

パスワード※ 半角英数字4~16文字(大文字小文字区別)
[入力欄]

パスワード(確認)※ 読み入力防止のためパスワードをもう一度入力してください
[入力欄]

氏名・住所

※は必須入力です。
郵便番号※ 半角数字(例)1008918
[入力欄] - [入力欄]

都道府県※ (例)東京都
[入力欄]

区市町村※ (例)千代田区
[入力欄]

町名 番地 ビル名※ (例)霞が関一丁目4番○号 ○○ビル
[入力欄]

氏名※ 全角半角 20文字以内
姓 [入力欄] 名 [入力欄]

確認画面へ進む

②入力する事項は以下のとおりです。

- ・電子メールアドレス
- ・パスワード
- ・住所
- ・氏名

→入力後、確認画面に進んでください。

申請者ID・パスワードの登録

申請者用

新規登録

登録情報の入力 → 入力内容の確認 → 仮登録完了 → 登録完了

登録メールアドレス/パスワード
登録メールアドレス @yahoo.co.jp
パスワード *****

基本情報
郵便番号 100-8918
住所 東京都 千代田区 霞が関二丁目1番
氏名

よろしければ、登録ボタンを押してください。

登録

[修正する\(前の画面に戻ります\)](#)

③登録内容を確認のうえ仮登録をしてください。

→登録後、以下のイメージのとおり、仮登録完了の画面が表示され、登録したメールアドレスに、「仮完了登録メール」が送信されます。

なお、「仮完了登録メール」が届かない場合は、「※」のとおり設定を確認のうえ、「仮登録完了メールを再送信する」をクリックしてください。

新規登録

登録情報の入力 → 入力内容の確認 → 仮登録完了 → 登録完了

仮登録が完了しました

メールアドレス @yahoo.co.jp に仮登録完了メールを送信しました。
仮登録完了メールに記載されているURLにアクセスして、本登録を完了してください。
※メールが届かない場合、迷惑メールフィルタ等によって除外された可能性があります。
ドメイン IP からのメールを受信できるように、メールソフトの設定を変更してください。
その後、下のボタンをクリックして仮登録完了メールを再送信してください。

仮登録完了メールを再送信する

④仮登録完了メールに記載のURLをクリックすると以下の登録完了の画面が表示されます。

続いて、登録完了メールに従い、ログインしていただき、次ページ以降の申請者基本情報の登録をしてください。

From: 航空身体検査証明申請電子システム <shintaikensa@inf.mlit.go.jp>
To: 航空局運安課 様 <xxxxxxxx@yahoo.co.jp>
Date: 2020/XX/XX, Thu XX:
Subject: 航空身体検査証明申請電子システム 仮登録完了

仮登録が完了しました。
以下の URL にアクセスして本登録を完了してください。

http://.jp/Registry/tm?k=KPOPhKPGNt-_07J1OuES9IYBRu8Go9Ez0TuV_5musdZA30rHd_LnxjwSKOWkC0

※このメールに心あたりがない場合（または登録を取りやめたい場合）
お手続きは不要です。このまま放置していただければ結構です。
(有効期間の経過後に登録が自動的にキャンセルされます。)

登録が完了しました

ログイン画面から登録メールアドレスとパスワードを使ってログインしてください。
[ログイン画面へ](#)

申請者基本情報の登録

申請者用

航空身体検査受検の際の持ち物
航空身体検査指定機関に必ず持参してください。
・航空身体検査証明申請書…以下のいずれか
- 方法1. 本システムを使って作成し印刷した申請書を持参
- 方法2. 本システムに表示された申請書バーコードをスマートフォンの画面等で指定機関に提示
・前回の航空身体検査証明申請書の写し(前回も本システムにて申請書を作成し受検した場合は不要です)
・技能証明書

あなたの基本情報

氏名	航空局 蓮安謙
氏名カナ	未入力
氏名ローマ字表記	未入力
登録メールアドレス	@yahoo.co.jp
郵便番号	100-8918
住所	東京都 千代田区 露が関二丁目1番
本籍	未入力
生年月日	未入力
性別	未入力

未入力の項目があります。航空身体検査申請書を作成するためには全ての情報を入力する必要があります。

現に保有する技能証明
未登録です。航空身体検査申請書を作成するためには、保有する技能証明番号を登録する必要があります。

[基本情報を変更する](#)

航空身体検査証明申請書の作成

航空身体検査指定機関に持参する「航空身体検査証明申請書」を作成できます。
作成するためには先に「基本情報」の必須項目を全て入力してください。

[過去の航空身体検査証明申請書はこちら](#)

①身体検査証明申請に必要な基本情報(生年月日、技能証明番号等)の登録を行います。

→「基本情報を変更する」をクリックしてログイン情報画面に進んでください。

注)入力画面に進む際は、セキュリティのためパスワードが求められます。

ログイン情報

登録メールアドレス [@yahoo.co.jp](#)
[登録メールアドレスを変更する](#)

[パスワードを変更する](#)

あなたの基本情報

氏名	航空局 蓮安謙
氏名カナ	未入力
氏名ローマ字表記	未入力
登録メールアドレス	@yahoo.co.jp
郵便番号	100-8918
住所	東京都 千代田区 露が関二丁目1番
本籍	未入力
生年月日	未入力
性別	未入力

未入力の項目があります。航空身体検査申請書を作成するためには全ての情報を入力する必要があります。

[基本情報を追加・変更する](#)

現に保有する技能証明
未登録です。航空身体検査申請書を作成するためには、保有する技能証明番号を登録する必要があります。

[基本情報を追加・変更する](#)

[戻る](#)

②「基本情報を追加・変更する」をクリックして、基本情報編集画面へ進んでください。

注1) 基本情報は、身体検査受検中以外であれば、いつでも変更が可能です。

注2) ログイン情報の画面の上部「[登録メールアドレスを変更する](#)」で、登録済みメールアドレスの変更が出来ますが、[変更する際は、登録しているメールアドレスが使用不可となる前に、必ず変更をお願いします。](#)

※変更前に送付された通知が届かなくなります。

申請者基本情報の登録

申請者用

マイページトップ > 過去の航空身体検査証明申請書 > 修正同意済み申請書 > 基本情報の変更 > ログアウト

基本情報の編集

氏名(漢字) 姓 土田 氏名(フリガナ) 姓 元気
氏名ローマ字表記 姓
半角ローマ文字
郵便番号 100-8918
住所 都道府県 東京都
住所 市区町村 千代田区
住所 番地、建物名、部屋番号 電ケ岡2-1-3
本籍 都道府県
生年月日 2020年1月1日
性別 ○男 ○女
現に有する技能証明の資格(該当する全ての技能証明番号を入力してください)
A1
A1
A1
二等航空士 B2
航空通信士 C4
航空機関士 D1
確認画面へ進む

性別 ○男 ○女
現に有する技能証明の資格(該当する全ての技能証明番号を入力してください)
現在保有している技能証明はありません
技能証明の交付前の場合はチェックを入れてください。交付前でも航空身体検査を受検することができますが、身体検査証明書の交付を受ける際には、技能証明が必要です。
A1
A1
A1
定期運送用操縦士 A1

性別 ○男 ○女
現に有する技能証明の資格(該当する全ての技能証明番号を入力してください)
現在保有している技能証明はありません
技能証明の交付前の場合はチェックを入れてください。交付前でも航空身体検査を受検することができますが、身体検査証明書の交付を受ける際には、技能証明が必要です。
技能証明を保有していない状態で航空身体検査を受検する場合、身体検査証明の交付を受けるまでの手順は以下の通りです。
ステップ1: このページに基本情報を登録する(技能証明番号の欄は空欄のままにしてください)
ステップ2: 申請書を作成する(技能証明番号の欄は空欄になります)
ステップ3: 指定機関で航空身体検査を受検する
ステップ4: 航空局より技能証明が交付されたら、本システムの「基本情報の編集」にて技能証明番号を登録する
ステップ5: 航空身体検査を受けた指定機関にて技能証明書を持参し、指定機関にて技能証明を提示し、身体検査証明書を受領する
A1
A1
A1
A1
A1
定期運送用操縦士 A1

③入力する事項は以下のとおりです。

- ・氏名(フリガナ、ローマ字表記)
- ・パスワード
- ・本籍(外国籍の方は国籍)
- ・生年月日
- ・性別
- ・技能証明番号※

→入力後、確認画面に進んでください。

注) 基本情報の登録が無いと、申請はできません。

※技能証明の交付まで技能証明番号が不明な場合は、以下の
④を参照して下さい。

④技能証明の交付前で技能証明番号が不明な場合でも
基本情報の登録は可能です。

→「現在保有している技能証明はありません」の横の
□をクリックして「レ」マークを入れてください。

→「レ」マークを入れると、身体検査証明が交付される
までの流れが表示されます。

注) 技能証明の交付前でも身体検査の受検は可能ですが、航空
身体検査証明は出来ません。【航空法第31条】

また、航空身体検査証明の申請は、検査開始後1ヶ月以内に
行う必要があります。【航空法施行規則第61条】

申請者基本情報の登録

申請者用

保存しました。

航空身体検査受検の際の持ち物
航空身体検査指定機関に必ず持参してください。
・航空身体検査証明申請書…以下のいずれか
- 方法1. 本システムを使って作成し印刷した申請書を持参
- 方法2. 本システムに表示された申請書バーコードをスマートフォンの画面等で指定機関に提示
- 前回の航空身体検査証明申請書の写し(前回も本システムにて申請書を作成し受検した場合は不要です)
- 技能証明書

あなたの基本情報

氏名	航空局 蓮安課
氏名カナ	コウクウヨク ウンアンカ
氏名ローマ字表記	KOUKUUKYOU UNNANNKA
登録メールアドレス	@yahoo.co.jp
郵便番号	100-8918
住所	東京都 千代田区 神田駿河町二丁目1番
本籍	東京都
生年月日	1995年1月1日
性別	男

現に保有する技能証明
定期運送用操縦士 A1
基本情報を変更する

航空身体検査証明申請書の作成
航空身体検査指定機関に持参する「航空身体検査証明申請書」を作成できます。
「航空身体検査証明申請書」を作成する

過去の航空身体検査証明申請書はこちら

④基本情報の登録(保存)が完了したら、「航空身体検査証明申請書」を作成するをクリックして、申請作成の画面に進んでください。

※上段の画面は、技能証明番号を入力して保存した画面です。

下段の画面は、技能証明の交付前で技能証明番号が不明のため未入力のまま保存している画面です。

保存しました。

航空身体検査受検の際の持ち物
航空身体検査指定機関に必ず持参してください。
・航空身体検査証明申請書…以下のいずれか
- 方法1. 本システムを使って作成し印刷した申請書を持参
- 方法2. 本システムに表示された申請書バーコードをスマートフォンの画面等で指定機関に提示
- 前回の航空身体検査証明申請書の写し(前回も本システムにて申請書を作成し受検した場合は不要です)
- 現在保有する技能証明書

あなたの基本情報

氏名	航空 一郎 4.0
氏名カナ	コウクウ イチロウ
氏名ローマ字表記	KOKUTU ICHEIRO
登録メールアドレス	A1-040@test.science-sapart.jp
郵便番号	135-0064
住所	東京都 江東区 青海二丁目7-4 the SOHO #12
本籍	長野県
生年月日	1993年9月19日
性別	女

現に保有する技能証明
[技能証明を既に保有している場合]
保有する技能証明を登録してください。(必須)
[技能証明の申請中に交付待ちの場合]
技能証明の交付前でも航空身体検査を受検することはできますが、航空身体検査証明の交付を受ける際には技能証明が必要になります。技能証明が交付されたら、技能証明書をオンライン上へ航空身体検査を受検した指定機関に技能証明書を登録することによって、航空身体検査証明の交付を受けることができます。

基本情報を変更する

航空身体検査証明申請書の作成
航空身体検査指定機関に持参する「航空身体検査証明申請書」を作成できます。
「航空身体検査証明申請書」を作成する

過去の航空身体検査証明申請書はこちら

申請書への入力

申請者用

前回の申請書の情報
本システムを使って作成された申請書はまだありません。次回以降は前回の申請書の内容を自動で反映させることができます。

航空身体検査証明申請書
国土交通大臣
(指定航空身体検査機) 殿

1 氏名 [] 2 住所 郵便番号 100-2018
東京都千代田区霞ケ関2-1-3

3 本籍 [会社名にあっては会社名] 4 生年月日 5 年齢 6 性別 7 職業 内閣府内閣の職業選択
東京都 [] [] [] [] [] [] []
8 選択する身体検査基準及び特に着ける技能証明の持持(当該申請書の提出時に検査登録番号を記入すること) 9 健康(会社名)
□ 第1種身体検査基準 □ 第2種身体検査基準
定期高級検査士 □ 家庭科検査士 □ 航空機使用事業者
事務科検査士 □ 一般検査士 □ 航空機検査士
当該用紙未記載検査士 □ 二等検査士 □ 三等検査士
計器飛行検査の有無 □ 有 □ 無 □ 有 □ 無
10 診断検査又は更新検査の有無 □ 初回 □ 更新

11 入力修正

12 職業(会社名)の入力

13 職業(会社名)の選択肢
航空機使用事業者・航空機使用事業者
エアライン、航空サービス、輸送機関などはどちら
スリーラーを選択してください

14 職業(会社名)の選択肢
官公庁
海上保安庁、自衛隊、消防庁、その他公務員はどちら
スリーラーを選択してください CAB 航空局

15 職業(会社名)の選択肢
その他
その他の会社員、自営業、学生、無職の方はこちら
会社員 □ 自営業 □ 学生 □ 無職 □ その他
その他の場合は職業(会社名)を入力してください

16 初回検査又は更新検査の別 □ 初回 □ 更新

※1 1時後

※2 30日後

※3 360日後

※4 362日後

※5 365日後

※6 366日後

※7 367日後

※8 368日後

※9 369日後

※10 370日後

※11 371日後

※12 372日後

※13 373日後

※14 374日後

※15 375日後

※16 376日後

※17 377日後

※18 378日後

※19 379日後

※20 380日後

※21 381日後

※22 382日後

※23 383日後

※24 384日後

※25 385日後

※26 386日後

※27 387日後

※28 388日後

※29 389日後

※30 390日後

※31 391日後

※32 392日後

※33 393日後

※34 394日後

※35 395日後

※36 396日後

※37 397日後

※38 398日後

※39 399日後

※40 400日後

※41 401日後

※42 402日後

※43 403日後

※44 404日後

※45 405日後

※46 406日後

※47 407日後

※48 408日後

※49 409日後

※50 410日後

※51 411日後

※52 412日後

※53 413日後

※54 414日後

※55 415日後

※56 416日後

※57 417日後

※58 418日後

※59 419日後

※60 420日後

※61 421日後

※62 422日後

※63 423日後

※64 424日後

※65 425日後

※66 426日後

※67 427日後

※68 428日後

※69 429日後

※70 430日後

※71 431日後

※72 432日後

※73 433日後

※74 434日後

※75 435日後

※76 436日後

※77 437日後

※78 438日後

※79 439日後

※80 440日後

※81 441日後

※82 442日後

※83 443日後

※84 444日後

※85 445日後

※86 446日後

※87 447日後

※88 448日後

※89 449日後

※90 450日後

※91 451日後

※92 452日後

※93 453日後

※94 454日後

※95 455日後

※96 456日後

※97 457日後

※98 458日後

※99 459日後

※100 460日後

※101 461日後

※102 462日後

※103 463日後

※104 464日後

※105 465日後

※106 466日後

※107 467日後

※108 468日後

※109 469日後

※110 470日後

※111 471日後

※112 472日後

※113 473日後

※114 474日後

※115 475日後

※116 476日後

※117 477日後

※118 478日後

※119 479日後

※120 480日後

※121 481日後

※122 482日後

※123 483日後

※124 484日後

※125 485日後

※126 486日後

※127 487日後

※128 488日後

※129 489日後

※130 490日後

※131 491日後

※132 492日後

※133 493日後

※134 494日後

※135 495日後

※136 496日後

※137 497日後

※138 498日後

※139 499日後

※140 500日後

※141 501日後

※142 502日後

※143 503日後

※144 504日後

※145 505日後

※146 506日後

※147 507日後

※148 508日後

※149 509日後

※150 510日後

※151 511日後

※152 512日後

※153 513日後

※154 514日後

※155 515日後

※156 516日後

※157 517日後

※158 518日後

※159 519日後

※160 520日後

※161 521日後

※162 522日後

※163 523日後

※164 524日後

※165 525日後

※166 526日後

※167 527日後

※168 528日後

※169 529日後

※170 530日後

※171 531日後

※172 532日後

※173 533日後

※174 534日後

※175 535日後

※176 536日後

※177 537日後

※178 538日後

※179 539日後

※180 540日後

※181 541日後

※182 542日後

※183 543日後

※184 544日後

※185 545日後

※186 546日後

※187 547日後

※188 548日後

※189 549日後

※190 550日後

※191 551日後

※192 552日後

※193 553日後

※194 554日後

※195 555日後

※196 556日後

※197 557日後

※198 558日後

※199 559日後

※200 560日後

※201 561日後

※202 562日後

※203 563日後

※204 564日後

※205 565日後

※206 566日後

※207 567日後

※208 568日後

※209 569日後

※210 570日後

※211 571日後

※212 572日後

※213 573日後

※214 574日後

※215 575日後

※216 576日後

※217 577日後

※218 578日後

※219 579日後

※220 580日後

※221 581日後

※222 582日後

※223 583日後

※224 584日後

※225 585日後

※226 586日後

※227 587日後

※228 588日後

※229 589日後

※230 590日後

※231 591日後

※232 592日後

※233 593日後

※234 594日後

※235 595日後

※236 596日後

※237 597日後

※238 598日後

※239 599日後

※240 600日後

※241 601日後

※242 602日後

※243 603日後

※244 604日後

※245 605日後

※246 606日後

※247 607日後

※248 608日後

※249 609日後

※250 610日後

※251 611日後

※252 612日後

※253 613日後

※254 614日後

※255 615日後

※256 616日後

※257 617日後

※258 618日後

※259 619日後

※260 620日後

※261 621日後

※262 622日後

※263 623日後

※264 624日後

※265 625日後

※266 626日後

※267 627日後

※268 628日後

※269 629日後

※270 630日後

※271 631日後

※272 632日後

※273 633日後

※274 634日後

※275 635日後

※276 636日後

※277 637日後

※278 638日後

※279 639日後

※280 640日後

※281 641日後

※282 642日後

※283 643日後

※284 644日後

※285 645日後

※286 646日後

※287 647日後

※288 648日後

※289 649日後

※290 650日後

※291 651日後

※292 652日後

※293 653日後

※294 654日後

※295 655日後

※296 656日後

※297 657日後

※298 658日後

※299 659日後

※300 660日後

※301 661日後

※302 662日後

※303 663日後

※304 664日後

※305 665日後

※306 666日後

※307 667日後

※308 668日後

※309 669日後

※310 670日後

※311 671日後

※312 672日後

※313 673日後

※314 674日後

※315 675日後

※316 676日後

※317 677日後

※318 678日後

※319 679日後

※320 680日後

※321 681日後

※322 682日後

※323 683日後

※324 684日後

※325 685日後

※326 686日後

※327 687日後

※328 688日後

※329 689日後

※330 690日後

※331 691日後

※332 692日後

※333 693日後

※334 694日後

※335 695日後

※336 696日後

※337 697日後

※338 698日後

※339 699日後

※340 700日後

※341 701日後

※342 702日後

※343 703日後

※344 704日後

※345 705日後

※346 706日後

※347 707日後

※348 708日後

※349 709日後

※350 710日後

※351 711日後

※352 712日後

※353 713日後

※354 714日後

※355 715日後

※356 716日後

※357 717日後

※358 718日後

※359 719日後

※360 720日後

※361 721日後

※362 722日後

※363 723日後

※364 724日後

※365 725日後

※366 726日後

※367 727日後

※368 728日後

※369 729日後

※370 730日後

※371 731日後

※372 732日後

※373 733日後

※374 734日後

※375 735日後

※376 736日後

※377 737日後

※378 738日後

※379 739日後

※380 740日後

※381 741日後

※382 742日後

※383 743日後

※384 744日後

※385 745日後

※386 746日後

※387 747日後

※388 748日後

※389 749日後

※390 750日後

※391 751日後

※392 752日後

※393 753日後

※394 754日後

※395 755日後

※396 756日後

※397 757日後

※398 758日後

※399 759日後

※400 760日後

※401 761日後

※402 762日後

※403 763日後

※404 764日後

※405 765日後

※406 766日後

※407 767日後

※408 768日後

※409 769日後

※410 770日後

※411 771日後

※412 772日後

※413 773日後

※414 774日後

※415 775日後

※416 776日後

※417 777日後

※418 778日後

※419 779日後

※420 780日後

※421 781日後

※422 782日後

※423 783日後

※424 784日後

※425 785日後

※426 786日後

※427 787日後

※428 788日後

※429 789日後

※430 790日後

※431 791日後

※432 792日後

※433 793日後

※434 794日後

※435 795日後

※436 796日後

※437 797日後

※438 798日後

※439 799日後

※440 800日後

※441 801日後

※442 802日後

※443 803日後

※444 804日後

※445 805日後

※446 806日後

※447 807日後

※448 808日後

※449 809日後

※450 810日後

※451 811日後

※452 812日後

※453 813日後

※454 814日後

※455 815日後

※456 816日後

※457 817日後

※458 818日後

※459 819日後

※460 820日後

※461 821日後

※462 822日後

※463 823日後

※464 824日後

※465 825日後

※466 826日後

※467 827日後

※468 828日後

※469 829日後

※470 830日後

※471 831日後

※472 832日後

※473 833日後

※474 834日後

※475 835日後

※476 836日後

※477 837日後

※478 838日後

※479 839日後

※480 840日後

※481 841日後

※482 842日後

※483 843日後

※484 844日後

※485 845日後

※486 846日後

※487 847日後

※488 848日後

※489 849日後

※490 850日後

※491 851日後

※492 852日後

※493 853日後

※494 854日後

※495 855日後

※496 856日後

※497 857日後

※498 858日後

※499 859日後

※500 860日後

※501 861日後

※502 862日後

※503 863日後

※504 864日後

※505 865日後

※506 866日後

※507 867日後

※508 868日後

※509 869日後

※510 870日後

※511 871日後

※512 872日後

※513 873日後

※514 874日後

※515 875日後

※516 876日後

※517 877日後

※518 878日後

※519 879日後

※520 880日後

※521 881日後

※522 882日後

※523 883日後

※524 884日後

※525 885日後

※526 886日後

※527 887日後

※528 888日後

※529 889日後

※530 890日後

※531 891日後

※532 892日後

※533 893日後

※534 894日後

※535 895日後

※536 896日後

※537 897日後

※538 898日後

※539 899日後

※540 900日後

※541 901日後

※542 902日後

※543 903日後

※544 904日後

※545 905日後

※546 906日後

※547 907日後

※548 908日後

※549 909日後

※550 910日後

※551 911日後

※552 912日後

※553 913日後

※554 914日後

※555 915日後

※556 916日後

※557 917日後

※558 918日後

※559 919日後

※560 920日後

※561 921日後

※562 922日後

※563 923日後

※564 924日後

※565 925日後

※566 926日後

※567 927日後

※568 928日後

※569 929日後

※570 930日後

※571 931日後

※572 932日後

※573 933日後

※574 934日後

※575 935日後

※576 936日後

※577 937日後

※578 938日後

※579 939日後

※580 940日後

※581 941日後

※582 942日後

※583 943日後

※584 944日後

※585 945日後

※586 946日後

※587 947日後

※588 948日後

※589 949日後

※590 950日後

※591 951日後

※592 952日後

※593 953日後

※594 954日後

※595 955日後

※596 956日後

※597 957日後

※598 958日後

※599 959日後

※600 960日後

※601 961日後

※602 962日後

※603 963日後

※604 964日後

※605 965日後

※606 966日後

※607 967日後

※608 968日後

※609 969日後

※610 970日後

※611 971日後

※612 972日後

※613 973日後

※614 974日後

※615 975日後

※616 976日後

※617 977日後

※618 978日後

※619 979日後

※620 980日後

※621 981日後

※622 982日後

※623 983日後

※624 984日後

※625 985日後

※626 986日後

※627 987日後

※628 988日後

※629 989日後

※630 990日後

※631 991日後

※632 992日後

※633 993日後

※634 994日後

※635 995日後

※636 996日後

※637 997日後

※638 998日後

※639 999日後

※640 1000日後

※641 1001日後

※642 1002日後

※643 1003日後

※644 1004日後

※645 1005日後

※646 1006日後

※647 1007日後

※648 1008日後

※649 1009日後

※650 1010日後

※651 1011日後

※652 1012日後

※653 1013日後

※654 1014日後

※655 1015日後

※656 1016日後

※657 1017日後

※658 1018日後

※659 1019日後

※660 1020日後

※661 1021日後

※662 1022日後

※663 1023日後

※664 1024日後

※665 1025日後

※666 1026日後

※667 1027日後

※668 1028日後

※669 1029日後

※670 1030日後

※671 1031日後

※672 1032日後

※673 1033日後

※674 1034日後

※675 1035日後

※676 1036日後

※677 1037日後

※678 1038日後

※679 1039日後

※680 1040日後

※681 1041日後

※682 1042日後

※683 1043日後

※684 1044日後

※685 1045日後

※686 1046日後

※687 1047日後

※688 1048日後

※689 1049日後

※690 1050日後

※691 1051日後

※692 1052日後

※693 1053日後

※694 1054日後

※695 1055

申請書への入力

申請者用

14 既往歴等					
各項目毎に該当の有無を入力すること					
<small>(※ノンバーハンドル用)、既往歴等を作成する場合は「新規登録」をクリックして、入力してください。</small> <small>(参考)「航空身体検査証明自己申告確認書」(ニッソウリスト)新しいタブで開きます。</small> <small>申請書作成後は既往歴等を修正する際には、すべての疾患等について再入力が必要になりますので、誤りがないようよく確認して入力してください。</small>					
疾患名	有	無	疾患名	有	無
既往疾患	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	頭部、顎門の疾患(房等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> てんかん又は脳梗塞
内分沁及び代謝の疾患(高脂血症、高尿酸血症等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	肝臓、胆道系の疾患	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 失禁等の重篤障害
アレルギー疾患(喘息、花粉症等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	腎臓、泌尿器の疾患	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 離乳児又は授乳の時
コロナの既往歴(既往又はいじめの相撲)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	頭部、背部又は腰部の痛み	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 腹の疾患
呼吸器・肺の疾患	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	外傷	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 交通事故の疾患
胸膜、胸郭圧迫又は肋骨	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	精神又は神経系の疾患	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> ふらつき又はめまい
心臓の疾患	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	耳鼻咽喉科	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 治療を要する両物語り
高血圧	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	白斑未達	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> その他治癒を要する疾患
骨髄の疾患	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	美脚・ブルゴーニュ	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> ○

15 診断するものがあながちできるだけ詳細に記入すること(部位、原因、時期等)。

	有	無	詳細
入院又は手術	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	過去に医療により外傷により入院又は手術を受けたことがあります。
航空事故又はその他の事故	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	航空事故、その他の事故(空港事故、渡航等)により骨折、脱臼等をしたことがあります。 該当事に衝撃を受けたことがあります。
航空身体検査不適合又は国土交通大臣による判定の結果等	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	過去に航空身体検査において判定より不適合にされたことがあります。 判定より不適合とされた場合で、国土交通大臣の判定を受けたことがあります。 国土交通大臣の判定において、ケースクロード指揮又は特別叫喚指揮を受けているか。

糖尿病について
下記の病名等に該当するものがあればクリックしてください。
対象: 現在かかっている病気や自觉症状がある場合(治療の有無を問わない) 過去病気にかかったことや異常を指摘されたことがある場合(出生後すべて)
糖尿病 尿糖陽性 高血糖 その他
該当するもの
<input type="checkbox"/>
クリックすると削除できます
<input type="checkbox"/> 該当なし
<input type="button" value="OK"/>
キャンセル

②「14既往歴等」欄の入力は、それぞれの項目の「入力」をクリックして、表示される病名等を漏れなく確認し、入力してください。

→選択した項目によっては、詳細を記入する欄が出来ますので、そちらも入力してください。

注)保存後に一部を修正をする場合でも、全ての入力内容が消えて、再度入力が必要となりますので、ご注意ください。

※病名等の横に修正前の入力内容を表示していますので、確認のうえ再入力をお願ひします。

なお、受検の際に入力の誤りに気づいた場合は、指定医に相談してください。

注)本システムで申請をする場合は、これまで別途、提出いただいた「航空身体検査証明自己申告確認書」の内容をシステム上で確認していたことから「航空身体検査証明自己申告確認書」の指定機関、指定医への提出は不要となります。

申請書への入力

申請者用

A thin, dark gray horizontal bar, likely a decorative element or a placeholder for text.

その他のお参考事項	航空便運送(便)
<p>申込: 航空便運送する航空機運送事項の便に対する航空機に乗り組んで、一人の機長級でのその操作を行う場合 申込: 航空便運送事項の便に対する航空機に乗り組んでその操作を行う場合 (他の機会を除く。)</p>	
<p>承諾事項・宣言事項 内容を確認の上、よろしければチェックを入れてください。</p>	
<p>■ 今回の航空身体検査証明申請において自己申告を行うにあたり下記について確認し、申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正であることをお誓います。</p> <p>宣言しない場合は本航空身体検査証明申請システムによる申請はできません。 なお、本項目にチェックを入れた場合は、申請書様式の自動の既下翻のチェックボックスに「レ」マークが入ります。</p>	
<p>1. 航空身体検査を適正に実施するためには、申請者の既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、自觉症状等についての正しい申告が極めて重要であることを理解し、航空身体検査証明申請書記入要領(平成19年3月5日空業第552号)及び本航空身体検査証明申請システムに従って、正しい自己申告を行うこと。</p>	
<p>2. 虚偽等不正の手段による航空身体検査証明の取得や、不適合が疑われる身体状態での係留業務の実施は、航空法第30条の規定により技術認定の取消を含む幾分の対象となるほか、同法第149条の罰則（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となる場合があること。</p>	
<p>(個人情報の取扱いに関する同意について)</p>	
<p>■ 航空身体検査指定機関又は指定航空身体検査医が私の既往歴、医薬品の使用歴等を確實に把握するため、必要と認めた場合は、過去に行った航空身体検査証明申請書を閲覧することに同意します。</p> <p>同意しない場合は本航空身体検査証明申請システムによる申請はできません。</p>	
<p>航空身体検査指定機関又は指定航空身体検査医が私の既往歴、医薬品の使用歴等を確實に把握するため、必要と認めた場合は、私の職場、日常の健康管理担当医師、家族等から所要の情報を入手することに同意します。</p>	
<p style="text-align: center;">○ 同意する ○ 同意しない</p> <p>個別の事情により、同意いただけない場合はあっても検査内容や審査基準に問題はありませんが、指定機関として、身体検査基本に適合しない場合は航空身体検査証明を行った場合の罰則(法典第149条の2)の適用があることから、場合によっては機械不足により基準への適合が判断できず説明を行えない場合があります。</p> <p>※同意確認の確認 適合性を判断できない場合に主担当医や兼員健康管理医、家族等に確認するために行ってています。</p>	
<p>この内容で申請書を保存します。よろしいですか? (申請書を保存すると、指定医療機関に持参する申請書を印刷できるようになります)</p>	
<p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 申請書を保存する</p>	

③「15該当するものがあれば～」欄は、有りに該当する場合は、内容を漏れなく記入してください。

→「その他の参考事項」②は、「14既往歴等」欄の入力の有無に応じて自動入力されます。

なお、「14既往歴等」に関連しない補足事項は、「その他参考事項」①へ記入してください。

→「その他の参考事項」③の飲酒習慣は必ず記入してください。

→入力後、確認画面に進んでください。

※入力内容に誤りがある場合は、その項目が赤く表示されます。

④入力内容を確認のうえ、申請内容に誤りが無ければ
宣誓内容を熟読の上、宣誓事項欄の□に「レ」マーク
を入れてください。

※宣誓事項欄への「レ」マークの入力により、自動で申請書様式(紙)の宣誓欄に「レ」マークが入ります

⑤個人情報の取扱いに関する同意について、承諾事項
補足説明等を熟読の上、承諾事項欄の□に「レ」マー
クを入れてください。

⑥宣誓、承諾後、申請書を保存してください。

上記の宣誓、承諾により申請書の署名は不要です

宣誓事項・承諾事項(過去の申請書の閲覧)に同意いた
だけない場合は、システムによる申請は行えません。

申請書(バーコード・バーコード番号)

申請者用

申請書を保存しました。

*「航空身体検査証明申請システム」マイページトップに記載

航空身体検査証明申請書
国土交通大臣
(指定航空身体検査医) 様
2021年3月3日

航空身体検査を受けたいので、航空法時代規則第1条の規定により申立てます。

1. 姓名：コウクワキョク ウンアンカ
性別：男性 身体番号：100-8918
東京都千代田区麹が関二丁目1番

2. 本籍（外務省にあって登録）
東京都

4. 生年月日	5. 年齢	6. 性別	7. 出生地點	8. 過去の1年間の 就業行持続
年 月 日	歳	男 女		
1995 1 1	26	○	10000	100

3. 適用する心身検査基準並びに有する種別認定の資格。これらとの該当認定期を記入すること。
○ 第1種身体検査医師

定期更新登録簿士	1 1 2 0 1 0 1	自家用操縦士	第2種身体検査医師	飛行教官
体操用後衛工		一等機長工		
運送用機械用操縦士		二等機長工		
計器飛行認定の資格	無	飛行機開示士		
10. 飛行検査又は受験検査の履歴	初回	航空機士		

4. 判定結果 各項目毎に該当の有無を○印で記入すること。

検査名	有	無	検査名	有	無	検査名	有	無
糖尿病			○ 既往、太門の既往(溝塗)			○ そんから又は既 知		
内因性及び外因性の高血圧(高血圧の合併)			○ 頭痛、めまいの既往			○ 高脚筋肉炎の既往		
アレルギー疾患(喘息、皮膚疾患等)			○ 肺結核、泌尿器、生殖器の疾患			○ 損傷又は過度の疼痛		
目の過度な眼精疲労又はいらいらの既往			○ 眼鏡、眼鏡又は眼鏡の痛み			○ 眼部疾患		
呼吸器・肺の疾患			○ 咳嗽			○ 呼吸困難の既往		
腎臓、膀胱又は尿道は動作			○ 腹神又は神経系の疾患			○ 小らつを又はめまい		
心臓の疾患			○ 回転性運動装置の疾患			○ 血栓を導する疾患類		
高血圧			○ 血管疾患			○ その他自己を導する疾患		
胃腸の疾患			○ 薬物・アルコール依存					

5. 提出するものがなければできるだけ詳細に記入すること(現症、既往、既知等)。

有	無	詳細
入院又は手術	○	
既往事歴又はその他の疾患	○	
航空身体検査不適合合規法博士 定期水商による航空の検査等	○	
既往禁用している医薬品 (外用・麻酔薬を含む。)	○	
その他の参考事項	既往習慣(例)	

申込者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。
それは、この申請書の記載事項が、私のわかり難い限り、眞正であることを誓います。

年 月 日

記入者用印

※1: 申込者用印は航空身体検査の際に提出する用紙(複数枚)に、一人の申請者でそれを押印する場合。
※2: 既往症既往の列に既往と既往欄に複数印字しての複数を行なう場合は、(X)の各箇所を除く。

210304 0610
7540 0651

01

申請書が保存されると、申請者システムのご自身のトップページにバーコードとバーコード番号が表示されます。

パソコン等で作成した場合でも、スマートフォン等で表示が可能ですので、受付時に提示してください。

なお、バーコード部分とバーコード番号をスマートフォン等で撮影又は、申請書を印刷して指定機関に提示することも可能です。